

目安制度のあり方に関する検討の経緯(1)

年度	検討事項	労働者側の主張	使用者側の主張	結論
昭54	目安小委 ○ 目安の地賃に対する拘束性		○ 目安が事実上地賃に強い拘束性を発揮	○ 昭和52年9月の中賃小委員会報告了解事項を答申の前文に記載し、目安が地賃を拘束するものではないことを再確認
昭55	目安小委 ○ 目安の形態	○ 目安を最低賃金額の絶対額で示すべき ○ 上記が困難ならば、各ランクの引上額を同額にすべき	○ 下位のランクのアップ率を低くすべき ランク区分を5ランク(Dランクを2分)にすべき	○ 目安の形態は前年度と同様とする
昭56	目安小委 ○ 目安の形態	○ 目安を最低賃金額の絶対額で示すべき ○ 上記が困難ならば、各ランクの引上額を同額にすべき	○ 下位のランクのアップ率を低くすべき ○ ランク区分を5ランク(Dランクを2分)にすべき	○ 目安の形態は前年度と同様とする
	全員協議会 (昭55設置) ○ 表示単位期間	○ 日額、時間額、月額表示とすべき	○ 時間額表示とすべき	<昭56年答申> ○ 将来の方向としては、時間額のみの表示が望ましい
昭57 ～58	全員協議会 (昭57設置) ○ ランク区分 ○ 表示方法 ○ 賃金改定状況調査 ○ 地域別最低賃金の水準 ○ 地賃審議の長期化防止	○ 当面4ランクを維持し、将来的には減らすべき ○ 各ランクの標準値として絶対値で表示すべき ○ 調査対象企業規模を製造業100人まで拡大すべき ○ 水準調整すべき県名を明示すべきでない ○ 一定の期限を設定する場合に過去の答申時期より遅れないようにすべきと明示すべき	○ 少なくとも5ランクに、できればそれ以上に増やすべき ○ 現行方式を維持すべき ○ 調査対象地域を郡部の町村まで拡大すべき ○ 水準調整すべき県名を明示すべき ○ 地賃の審議に一定の日程を設定することは反対	<公益委員による審議経過報告> (中間報告に労使賛成せず) ○ 引続き検討 ○ 引続き検討 ○ 当面は現行どおりとする(労使合意) ○ 労使の合意得られず ○ 地賃の答申が目安提示後早期に行われるよう努力する(労使合意)
昭59 ～62				

目安制度のあり方に関する検討の経緯(2)

年度	検討事項	労働者側の主張	使用者側の主張	結論
昭63 ～平2	全員協議会 (昭63設置) ○参考資料の改善	○賃金の一般的水準の変化や賃金実態調査結果等を総合的に検討すべき	○賃金実態、経済実態に関する各種データによる合理的な目安を設定すべき	<平元年全員協議会報告> ○参考資料については、適正な水準と全国的整合性の確保を重視する観点から改善につとめる
	○表示方法	○ゾーン方式の導入	○各ランクごとの引上率	○表示方法については、今後検討を行い平成2年から具体化が図れるよう努める
	○表示単位期間	○時間額表示とすべき (0～10ラウンド方式)	○当面現行の日額・時間額併用方式を維持すべき	○引き続き検討
	○ランク区分		○ランク区分は地域格差の実態に則して合理的に設定すべき	○引き続き検討
	○水準と改正の幅と頻度			<平成2年全員協議会報告> ○一般的な賃金水準の上昇を念頭におきつつ、改正を行っていくべきである
	○地賃の審議			○地賃は中賃が示す目安を参考として、客観的データに基づき、参考人の意見聴取等により、賃金の動向等を検討して公労使の合意を形成すべき
	○表示方法	○ゾーン方式の導入	○ゾーン方式は考慮に値するが地賃での運用に不安	○引き続き検討
	○資料の整備、充実	○各種資料の全国平均に加えて、可能な限り県別の資料を提示すべき	○従前の資料に加えて、全国的整合性、各県内の地域格差を把握しうる資料を提示すべき	○平成2年度から資料の整備、充実を図る

目安制度のあり方に関する検討の経緯(3)

年度	検討事項	労働者側の主張	使用者側の主張	結論
平3 ～7	全員協議会 (平5.3設置) ○最低賃金と一般賃金との関係	○時短が勘案されず、また影響率も低下するなど一般賃金に対する格差が拡大している。格差拡大を是正すべき ○一般労働者の賃金水準を考慮して決定すべき ○参考資料は毎勤統計等賃金動向を勘案すべき	○影響率の高低の善し悪しは一概にはいえない ○参考資料は従前どおり	<平成6年全員協議会報告(中間)> ○今後の目安決定方式としては、パート労働者の賃金水準とそのウェイトの変化、男女構成の変化及び就労日数の増減を反映した方式が望ましい ○ランク区分、表示方法及び表示単位期間は今後引き続き検討
	○表示単位期間	○時間額表示とすべき	○現行どおり日額・時間額併用方式でよい ○目安は日額表示でよい	<平成7年全員協議会報告> ○賃金改定状況調査 ・パート労働者の賃金水準とそのウェイトの変化が反映されるよう、一般労働者及びパート労働者の全労働者について賃金上昇率を算定する ・男女構成の変化が反映される賃金上昇率を算定する ・就労日数の増減が反映される賃金上昇率を算定する
	○表示方法	○ゾーン方式とすべき	○ゾーン方式には反対 ○表示は今後とも率でなく額で表示すべき	○表示方法は現行どおり、各ランクごとの引上額表示(新たなランクの単純平均方式)
	○ランク区分		○ランク数を含め再検討すべき	○各都道府県の経済実態に基づき各ランクへの振分けを見直し、見直し後のランクで目安を提示 ○経済実態は20の諸指標を総合化した指標で表す ○ランク区分は5年ごとに見直す
	○その他			○ランク区分以外も含め概ね5年ごとに見直す

目安制度のあり方に関する検討の経緯(4)

年度	検討事項	労働者側の主張	使用者側の主張	結論
平8 ～12	全員協議会 (平11.4設置) ○ランク振分け等ランク区分の見直し	○4ランクを前提とすべき	○4ランクを前提とすべき ○ランクの入れ替えは最小限とすべき	<平成12年全員協議会報告(中間)> ○ランク数は従来どおり4ランク ○各ランクへの振分けはランク間の移動・ランク毎の変動をおさえ、各ランクにおける総合指標の分散度合を小さくすることも考慮して決定 ○総合指標は、地賃においてその順位をふまえて最低賃金額の順位を是正することを予定するものではない
	○経済情勢等をふまえた目安の決定のあり方等			○賃金改定状況調査結果を重要な参考資料とした上で、状況を総合的に決定していくことが必要 ○各種の経済社会情勢に係る指標について検討を加え、適切な目安を示すことが重要 ○目安は地賃の審議決定を拘束するものではないことを確認
	○基本的考え方			<平成12年全員協議会報告> ○経済社会情勢等の変化に対応した適切な見直しを図りつつ、目安制度を維持 ○具体的課題について議論が必要
	○表示単位期間	○時間額表示とすべき	○支払形態との整合性を考慮すべき ○時間額表示とする場合は、その前提条件として、日額の1/8とすべき	○表示単位期間は現行の日額・時間額併用方式から時間額単独方式へ一本化 ○時間額単独方式に切り替えるまでの間は現行の日額・時間額併用方式を維持
	○表示方法	○ゾーン方式とすべき ○時間額表示とセットで考えるべき	○ゾーン方式は慎重な検討が必要 ○現行制度を維持し、地賃には自主性を持たせるべき	○表示方法は現行どおり、各ランクごとの引上額表示
	○参考資料	○調査については全労働者を対象とすべき		○いっそうの整備・充実を図る

目安制度のあり方に関する検討の経緯(5)

年度	検討事項	労働者側の主張	使用者側の主張	結論
平13 ～17	全員協議会 (平15.10設置) ○表示方法及びランク区分のあり方	○ 20指標についてはもう1回全体的な見直しがあってもいいのではないか ○ 率で示すと金額では格差が拡大することになり地方への説明が難しい	○ 地方ではランクは現行のままがいいという意見が圧倒的に多い ○ 4ランクを維持すべき ○ 最低賃金額を上から下まで並べてランク分けをしてもいいのではないか ○ 時間額一本化を決めたばかりであるため、表示方法についてはしばらくは様子をみるべき	<平成16年全員協議会報告> ○ 表示単位期間が時間額単独方式に移行したため、ランク設定の意義が低下しているが、当面ランク制度は維持することが適当。次回の見直しの際にはランク設定の必要性を改めて検討 ○ ランク数は、従来と同様4つとすることが適当 ○ 各ランクへの振分けは平成12年目安全協報告と同様の考えに基づいて行うことが適当 ○ 当面は現行の各ランクごとの引上げ額による表示を引き続き用いることが適当
	○ 賃金改定状況調査等参考資料のあり方	○ パートタイム労働者構成比の変化を除去すべき ○ 事業所サンプルを100人未満ぐらいまで拡大すべき	○ パートタイム労働者と一般労働者を分けるべきではない ○ 地方小都市の事業所の比率を増やすべき	○ 賃金改定状況調査結果第4表の賃金上昇率の計算方法については、毎年の賃金の変化を的確に把握するため、パートタイム労働者構成比の変化を除去した計算方法とすることが必要 ○ 賃金改定状況調査の対象事業所の選定については、当面、変更しないことが適当
	○ 改定審議のあり方	○ 最低賃金が及ぼす影響及び最低賃金の果たしている役割を考えると、毎年改定審議を行うべき	○ 何年かに一度というようなルールを作るべき	○ 社会経済情勢を踏まえ時宜にかなった改定を行う必要性及び労使の意思疎通の観点から、毎年目安を示すことが適当
	○ 金額水準	○ 最低賃金の影響率、一般労働者及びパートタイム労働者の賃金水準、最低生計費等を十分勘案する必要がある	○ 生計費、類似の労働者の賃金、企業の支払能力を中心に様々な資料を基に真摯に議論して決定してきたものであり、これを尊重すべき	○ 引き続き各種資料を総合的に勘案し、最低賃金の機能が適切に発揮されるよう審議することが必要

目安制度のあり方に関する検討の経緯(6)

年度	検討事項	労働者側の主張	使用者側の主張	結論
平18 ～23	全員協議会 (平21.2設置) ○表示方法及びランク区分のあり方 ○賃金改定状況調査等参考資料のあり方 ○生活保護と最低賃金との乖離解消方法 ○目安審議のあり方	<ul style="list-style-type: none"> ○ ランク制度が全国的な整合性の確保にどのように寄与してきたのかという観点等からの検証と評価がなされるべき ○ 現行方式が継続される場合には、指標の見直しも検討すべき ○ 少なくとも企業規模100人未満まで対象を拡大すべき ○ 第4表は男女別と一般パート別の両方表示するのが望ましい ○ 生計費に係る資料が不十分であるため追加すべき 	<ul style="list-style-type: none"> ○ ランク制度のメリット・デメリットを十分に洗い出しながら慎重に検討していくべき ○ 企業経営に関する5指標が通常の事業の賃金支払能力を示す指標として妥当かどうか再検討が必要 ○ ランク数を増やすことも検討すべき ○ 労働者の就業実態を反映するよう業種の見直しを検討すべき。地方小都市の事業所の比率を増やすべき ○ 同左 ○ 中小企業の生産性に係る資料を追加すべき 	<p><平成23年全員協議会報告></p> <ul style="list-style-type: none"> ○これまでランク制度が果たしてきた役割等を踏まえ、当面は現行ランク制度を維持することが適当。次回の見直しの際には、引き続き検討が必要 ○当面は現行の表示方法を維持することが適当 ○総合指数の作成については、従来の算出方法を基本的に踏襲 ○ランク数については、従来と同様4つとすることが適当 ○短期間に調査結果の集計が求められる性格も考慮すると、当面は現行の方法を維持することが適当。次回の見直しの際には、引き続き検討が必要 ○第4表については、一般労働者・短時間労働者の別についても新たに表示することが適当 ○今般の検討を踏まえ、中小企業の生産性に係る資料を加えることが適当。次回の見直しの際には、引き続き検討が必要 ○当面は現行の乖離解消方法を維持とともに、解消すべき乖離額が年々変動しうる問題については、引き続き対応を検討することが適当 ○引き続き目安制度を維持しつつ、法の原則及び目安制度を基にするとともに、それらの趣旨や経緯を踏まえ、時々の事情を総合的に勘案するというあり方の重要性については、改めて確認するとの合意を得るに至った